

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百三十七号  
 当せん金付証券を次のとおり発売する。  
 令和四年二月二十八日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において  
 全国自治宝くじ事務協議会  
 会長 東京都知事 小池 百合子

- 一 名称 別表のとおり
- 二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 証券の口数及び総額 別表のとおり
- 四 発売金額 単価一口二百円
- 五 発売型式 数字選択式
- 六 発売期間 別表のとおり
- 七 抽せん期日 別表のとおり
- 八 当せん等級、当せん金の金額及び当せんの数 別表のとおり

(一) 当せん等級

- ア 一等 申込み数字と抽せんされた数字が一致したマスと、中央(フリー)のマスによって、縦・横・斜めの計八列のうち八列が揃うもの
- イ 二等 申込み数字と抽せんされた数字が一致したマスと、中央(フリー)のマスによって、縦・横・斜めの計八列のうち六列が揃うもの
- ウ 三等 申込み数字と抽せんされた数字が一致したマスと、中央(フリー)のマスによって、縦・横・斜めの計八列のうち五列が揃うもの
- エ 四等 申込み数字と抽せんされた数字が一致したマスと、中央(フリー)のマスによって、縦・横・斜めの計八列のうち四列が揃うもの
- オ 五等 申込み数字と抽せんされた数字が一致したマスと、中央(フリー)のマスによって、縦・横・斜めの計八列のうち三列が揃うもの
- カ 六等 申込み数字と抽せんされた数字が一致したマスと、中央(フリー)のマスによって、縦・横・斜めの計八列のうち二列が揃うもの
- キ 七等 申込み数字と抽せんされた数字が一致したマスと、中央(フリー)のマスによって、縦・横・斜めの計八列のうち一列が揃うもの

(二) 当せん金の金額

発売総額の四十五パーセント相当額を、当せん金の総額とし、七等は原則として二百円、一等から六等については当せん金の総額から七等賞金を控除した残金を、あらかじめ決められた一定の配分率に応じて各等級に配分し、それを各等級ごとの当せん口数均等に配分した金額。ただし、一当せん金の最高額は三千万円を上限とする。また、当せん金額は百円単位とし、これに満たない端数は切り捨てるものとする。

(三) 当せんの数

当せん証券の発売口数に同じ。

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

別表

名称	発売総額及び口数	発売期間	抽せん期日	当せん金の支払開始期日
第264回 数字選択式全国自治宝くじ	第264回～第314回の各回ごと	令和4年4月7日から令和4年5月11日まで	各回の発売期間の最終日	令和4年5月12日
第265回 数字選択式全国自治宝くじ	349,000,000円	令和4年4月14日から令和4年5月18日まで		令和4年5月19日
第266回 数字選択式全国自治宝くじ	1,745,000円	令和4年4月21日から令和4年5月25日まで		令和4年5月26日
第267回 数字選択式全国自治宝くじ	第315回 376,000,000円	令和4年5月28日から令和4年6月1日まで		令和4年6月2日
第268回 数字選択式全国自治宝くじ	1,880,000円 (ただし、発売状況により増減する場合があります。)	令和4年6月1日から令和4年6月8日まで		令和4年6月9日
第269回 数字選択式全国自治宝くじ		令和4年6月8日から令和4年6月15日まで		令和4年6月16日
第270回 数字選択式全国自治宝くじ		令和4年6月15日から令和4年6月22日まで		令和4年6月23日
第271回 数字選択式全国自治宝くじ		令和4年6月22日から令和4年6月29日まで		令和4年6月30日
第272回 数字選択式全国自治宝くじ		令和4年6月29日から令和4年7月6日まで		令和4年7月7日
第273回 数字選択式全国自治宝くじ		令和4年7月6日から令和4年7月13日まで		令和4年7月14日
第274回 数字選択式全国自治宝くじ		令和4年7月13日から令和4年7月20日まで		令和4年7月21日
第275回 数字選択式全国自治宝くじ		令和4年7月20日から令和4年7月27日まで		令和4年7月28日
第276回 数字選択式全国自治宝くじ		令和4年7月27日から令和4年8月3日まで		令和4年8月4日
第277回 数字選択式全国自治宝くじ		令和4年8月3日から令和4年8月10日まで		令和4年8月11日
第278回 数字選択式全国自治宝くじ		令和4年8月10日から令和4年8月17日まで		令和4年8月18日
第279回 数字選択式全国自治宝くじ		令和4年8月17日から令和4年8月24日まで		令和4年8月25日
第280回 数字選択式全国自治宝くじ		令和4年8月24日から令和4年8月31日まで		令和4年9月1日
第281回 数字選択式全国自治宝くじ		令和4年8月31日から令和4年9月7日まで		令和4年9月8日
第282回 数字選択式全国自治宝くじ		令和4年9月7日から令和4年9月14日まで		令和4年9月15日
第283回 数字選択式全国自治宝くじ		令和4年9月14日から令和4年9月21日まで		令和4年9月22日
第284回 数字選択式全国自治宝くじ		令和4年9月21日から令和4年9月28日まで		令和4年9月29日
第285回 数字選択式全国自治宝くじ		令和4年9月28日から令和4年10月5日まで		令和4年10月6日
第286回 数字選択式全国自治宝くじ		令和4年10月5日から令和4年10月12日まで		令和4年10月13日
第287回 数字選択式全国自治宝くじ		令和4年10月12日から令和4年10月19日まで		令和4年10月20日
第288回 数字選択式全国自治宝くじ		令和4年10月19日から令和4年10月26日まで		令和4年10月27日

(レゾナ)

別表 名 称	発売総額及び口数	発売期間	抽せん期日	(レノゴ5)
				当せん金の支払開始期日
第289回 数字選択式全国自治宝くじレノゴ5		令和4年9月29日 から 令和4年11月29日 まで		令和4年11月3日
第290回 数字選択式全国自治宝くじレノゴ5		令和4年10月6日 から 令和4年11月9日 まで		令和4年11月10日
第291回 数字選択式全国自治宝くじレノゴ5		令和4年10月13日 から 令和4年11月16日 まで		令和4年11月17日
第292回 数字選択式全国自治宝くじレノゴ5		令和4年10月20日 から 令和4年11月23日 まで		令和4年11月24日
第293回 数字選択式全国自治宝くじレノゴ5		令和4年10月27日 から 令和4年11月30日 まで		令和4年12月1日
第294回 数字選択式全国自治宝くじレノゴ5		令和4年11月3日 から 令和4年12月7日 まで		令和4年12月8日
第295回 数字選択式全国自治宝くじレノゴ5		令和4年11月10日 から 令和4年12月14日 まで		令和4年12月15日
第296回 数字選択式全国自治宝くじレノゴ5		令和4年11月17日 から 令和4年12月21日 まで		令和4年12月22日
第297回 数字選択式全国自治宝くじレノゴ5		令和4年11月24日 から 令和4年12月28日 まで		令和4年12月29日
第298回 数字選択式全国自治宝くじレノゴ5		令和4年12月1日 から 令和4年12月4日 まで		令和5年1月5日
第299回 数字選択式全国自治宝くじレノゴ5		令和4年12月8日 から 令和4年12月11日 まで		令和5年1月12日
第300回 数字選択式全国自治宝くじレノゴ5		令和4年12月15日 から 令和4年12月18日 まで		令和5年1月19日
第301回 数字選択式全国自治宝くじレノゴ5		令和4年12月22日 から 令和4年12月25日 まで		令和5年1月26日
第302回 数字選択式全国自治宝くじレノゴ5		令和4年12月29日 から 令和4年12月31日 まで		令和5年2月2日
第303回 数字選択式全国自治宝くじレノゴ5		令和5年1月5日 から 令和5年2月8日 まで		令和5年2月9日
第304回 数字選択式全国自治宝くじレノゴ5		令和5年1月12日 から 令和5年2月15日 まで		令和5年2月16日
第305回 数字選択式全国自治宝くじレノゴ5		令和5年1月19日 から 令和5年2月22日 まで		令和5年2月23日
第306回 数字選択式全国自治宝くじレノゴ5		令和5年1月26日 から 令和5年2月29日 まで		令和5年3月2日
第307回 数字選択式全国自治宝くじレノゴ5		令和5年2月2日 から 令和5年3月8日 まで		令和5年3月9日
第308回 数字選択式全国自治宝くじレノゴ5		令和5年2月9日 から 令和5年3月15日 まで		令和5年3月16日
第309回 数字選択式全国自治宝くじレノゴ5		令和5年2月16日 から 令和5年3月22日 まで		令和5年3月23日
第310回 数字選択式全国自治宝くじレノゴ5		令和5年2月23日 から 令和5年3月29日 まで		令和5年3月30日
第311回 数字選択式全国自治宝くじレノゴ5		令和5年3月2日 から 令和5年4月5日 まで		令和5年4月6日
第312回 数字選択式全国自治宝くじレノゴ5		令和5年3月9日 から 令和5年4月12日 まで		令和5年4月13日
第313回 数字選択式全国自治宝くじレノゴ5		令和5年3月16日 から 令和5年4月19日 まで		令和5年4月20日

別表 名 称	発売総額及び口数	発売期間	抽せん期日	(レノゴ5)
				当せん金の支払開始期日
第314回 数字選択式全国自治宝くじレノゴ5		令和5年3月23日 から 令和5年4月26日 まで		令和5年4月27日
第315回 数字選択式全国自治宝くじレノゴ5		令和5年3月30日 から 令和5年5月3日 まで		令和5年5月4日

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百三十八号  
 当せん金付証券を次のとおり発売する。  
 令和四年二月二十八日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において  
 全国自治宝くじ事務協議会  
 会長 東京都知事 小池 百合子

- 一 名称 別表のとおり
- 二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の口数及び総額 別表のとおり
- 四 証券型式 単価一口百円
- 五 発売期間 数字選択式
- 六 抽せん期日 別表のとおり
- 七 抽せん等級、当せん金の金額及び当せんの数 別表のとおり
- 八 当せん等級 当せん金の金額及び当せんの数

(一) 当せん金の等級は、次のとおりとする。  
 ア 一等 申込み絵柄と抽せん絵柄がマスごとの各絵柄、並びの順序とも全て一致するもの  
 イ 二等 申込み絵柄と抽せん絵柄がマスごとの各絵柄、並びの順序とも二個一致するもの  
 ウ 三等 申込み絵柄と抽せん絵柄がマスごとの各絵柄、並びの順序とも二個一致するもの

(二) 当せん金の金額 発売総額の四十五パーセント相当額を、当せん金の総額とし、三等は原則として百円、一等及び二等については当せん金の総額から三等賞金を控除した残金を、あらかじめ決められた一定の配分率に応じて各等級に配分し、それを各等級ごとの当せん口数で均等に配分した金額。ただし、一当せん金の最高額は五千万円を上限とする。また、当せん金額は百円単位とし、これに満たない端数は切り捨てるものとする。

(三) 当せんの数 当せん証券の発売口数に同じ。  
 九 注意事項  
 (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
 (二) 証券は、転売できない。

別表

名称	発売総額及び口数	発売期間	抽せん期日 各回の発売 期間の最終 日	当せん金の支払開始期日 (インターネット専用くじ(数字選択式))
第520回 ネット専用 全国自治宝くじ(数字選択式)	第520回～第558回 の各回ごと 4,000,000円	令和4年4月1日 から 令和4年4月14日 まで	令和4年4月16日	令和4年4月15日
第521回 ネット専用 全国自治宝くじ(数字選択式)	40,000口	令和4年4月2日 から 令和4年4月15日 まで	令和4年4月19日	令和4年4月18日
第522回 ネット専用 全国自治宝くじ(数字選択式)	第522回～第529回 の各回ごと 3,000,000円	令和4年4月6日 から 令和4年4月19日 まで	令和4年4月20日	令和4年4月20日
第523回 ネット専用 全国自治宝くじ(数字選択式)	30,000口	令和4年4月7日 から 令和4年4月20日 まで	令和4年4月21日	令和4年4月21日
第524回 ネット専用 全国自治宝くじ(数字選択式)	(ただし、発売状況に よリ増減する場合は ある。)	令和4年4月8日 から 令和4年4月21日 まで	令和4年4月22日	令和4年4月22日
第525回 ネット専用 全国自治宝くじ(数字選択式)		令和4年4月21日 から 令和4年4月22日 まで	令和4年4月23日	令和4年4月23日
第526回 ネット専用 全国自治宝くじ(数字選択式)		令和4年4月12日 から 令和4年4月25日 まで	令和4年4月26日	令和4年4月26日
第527回 ネット専用 全国自治宝くじ(数字選択式)		令和4年4月13日 から 令和4年4月26日 まで	令和4年4月27日	令和4年4月27日
第528回 ネット専用 全国自治宝くじ(数字選択式)		令和4年4月14日 から 令和4年4月27日 まで	令和4年4月28日	令和4年4月28日
第529回 ネット専用 全国自治宝くじ(数字選択式)		令和4年4月15日 から 令和4年4月28日 まで	令和4年4月29日	令和4年4月29日
第530回 ネット専用 全国自治宝くじ(数字選択式)		令和4年4月16日 から 令和4年4月29日 まで	令和4年4月30日	令和4年4月30日
第531回 ネット専用 全国自治宝くじ(数字選択式)		令和4年4月19日 から 令和4年4月29日 まで	令和4年4月3日	令和4年4月3日
第532回 ネット専用 全国自治宝くじ(数字選択式)		令和4年4月2日 から 令和4年4月20日 から	令和4年4月4日	令和4年4月4日
第533回 ネット専用 全国自治宝くじ(数字選択式)		令和4年4月3日 から 令和4年4月21日 から	令和4年4月5日	令和4年4月5日
第534回 ネット専用 全国自治宝くじ(数字選択式)		令和4年4月22日 から 令和4年4月23日 から	令和4年4月6日	令和4年4月6日
第535回 ネット専用 全国自治宝くじ(数字選択式)		令和4年4月5日 から 令和4年4月6日 から	令和4年4月7日	令和4年4月7日
第536回 ネット専用 全国自治宝くじ(数字選択式)		令和4年4月28日 から 令和4年4月29日 から	令和4年4月10日	令和4年4月10日
第537回 ネット専用 全国自治宝くじ(数字選択式)		令和4年4月27日 から 令和4年4月28日 から	令和4年4月11日	令和4年4月11日
第538回 ネット専用 全国自治宝くじ(数字選択式)		令和4年4月11日 から 令和4年4月12日 から	令和4年4月12日	令和4年4月12日
第539回 ネット専用 全国自治宝くじ(数字選択式)		令和4年4月29日 から 令和4年4月30日 から	令和4年4月13日	令和4年4月13日
第540回 ネット専用 全国自治宝くじ(数字選択式)		令和4年4月13日 から 令和4年4月16日 から	令和4年4月14日	令和4年4月14日
第541回 ネット専用 全国自治宝くじ(数字選択式)		令和4年4月3日 から 令和4年4月5日 から	令和4年4月17日	令和4年4月17日
第542回 ネット専用 全国自治宝くじ(数字選択式)		令和4年4月17日 から 令和4年4月18日 から	令和4年4月18日	令和4年4月18日
第543回 ネット専用 全国自治宝くじ(数字選択式)		令和4年4月18日 から 令和4年4月19日 から	令和4年4月19日	令和4年4月19日
第544回 ネット専用 全国自治宝くじ(数字選択式)		令和4年4月19日 から 令和4年4月20日 から	令和4年4月20日	令和4年4月20日









別表

(インターネット専用くじ(数字選択型))

名称	発売総額及び口数	発売期間	抽せん期日	当せん金の支払開始期日
第745回 インターネット専用 全国自治室くじ(数字選択型)		令和5年2月14日 から 令和5年2月27日 まで		令和5年2月28日
第746回 インターネット専用 全国自治室くじ(数字選択型)		令和5年2月15日 から 令和5年2月28日 まで		令和5年3月1日
第747回 インターネット専用 全国自治室くじ(数字選択型)		令和5年2月16日 から 令和5年3月1日 まで		令和5年3月2日
第748回 インターネット専用 全国自治室くじ(数字選択型)		令和5年2月17日 から 令和5年3月2日 まで		令和5年3月3日
第749回 インターネット専用 全国自治室くじ(数字選択型)		令和5年2月18日 から 令和5年3月3日 まで		令和5年3月4日
第750回 インターネット専用 全国自治室くじ(数字選択型)		令和5年2月21日 から 令和5年3月6日 まで		令和5年3月7日
第751回 インターネット専用 全国自治室くじ(数字選択型)		令和5年2月22日 から 令和5年3月7日 まで		令和5年3月8日
第752回 インターネット専用 全国自治室くじ(数字選択型)		令和5年2月23日 から 令和5年3月8日 まで		令和5年3月9日
第753回 インターネット専用 全国自治室くじ(数字選択型)		令和5年2月24日 から 令和5年3月9日 まで		令和5年3月10日
第754回 インターネット専用 全国自治室くじ(数字選択型)		令和5年2月25日 から 令和5年3月10日 まで		令和5年3月11日
第755回 インターネット専用 全国自治室くじ(数字選択型)		令和5年2月28日 から 令和5年3月13日 まで		令和5年3月14日
第756回 インターネット専用 全国自治室くじ(数字選択型)		令和5年3月1日 から 令和5年3月14日 まで		令和5年3月15日
第757回 インターネット専用 全国自治室くじ(数字選択型)		令和5年3月2日 から 令和5年3月15日 まで		令和5年3月16日
第758回 インターネット専用 全国自治室くじ(数字選択型)		令和5年3月3日 から 令和5年3月16日 まで		令和5年3月17日
第759回 インターネット専用 全国自治室くじ(数字選択型)		令和5年3月4日 から 令和5年3月17日 まで		令和5年3月18日
第760回 インターネット専用 全国自治室くじ(数字選択型)		令和5年3月7日 から 令和5年3月21日 まで		令和5年3月21日
第761回 インターネット専用 全国自治室くじ(数字選択型)		令和5年3月8日 から 令和5年3月22日 まで		令和5年3月22日
第762回 インターネット専用 全国自治室くじ(数字選択型)		令和5年3月9日 から 令和5年3月22日 まで		令和5年3月23日
第763回 インターネット専用 全国自治室くじ(数字選択型)		令和5年3月10日 から 令和5年3月23日 まで		令和5年3月24日
第764回 インターネット専用 全国自治室くじ(数字選択型)		令和5年3月11日 から 令和5年3月24日 まで		令和5年3月25日
第765回 インターネット専用 全国自治室くじ(数字選択型)		令和5年3月14日 から 令和5年3月27日 まで		令和5年3月28日
第766回 インターネット専用 全国自治室くじ(数字選択型)		令和5年3月15日 から 令和5年3月28日 まで		令和5年3月29日
第767回 インターネット専用 全国自治室くじ(数字選択型)		令和5年3月16日 から 令和5年3月29日 まで		令和5年3月30日
第768回 インターネット専用 全国自治室くじ(数字選択型)		令和5年3月17日 から 令和5年3月30日 まで		令和5年3月31日
第769回 インターネット専用 全国自治室くじ(数字選択型)		令和5年3月18日 から 令和5年3月31日 まで		令和5年4月1日

別表

(インターネット専用くじ(数字選択型))

名称	発売総額及び口数	発売期間	抽せん期日	当せん金の支払開始期日
第770回 インターネット専用 全国自治室くじ(数字選択型)		令和5年3月21日 から 令和5年4月3日 まで		令和5年4月4日
第771回 インターネット専用 全国自治室くじ(数字選択型)		令和5年3月22日 から 令和5年4月4日 まで		令和5年4月5日
第772回 インターネット専用 全国自治室くじ(数字選択型)		令和5年3月23日 から 令和5年4月5日 まで		令和5年4月6日
第773回 インターネット専用 全国自治室くじ(数字選択型)		令和5年3月24日 から 令和5年4月6日 まで		令和5年4月7日
第774回 インターネット専用 全国自治室くじ(数字選択型)		令和5年3月28日 から 令和5年4月7日 まで		令和5年4月8日
第775回 インターネット専用 全国自治室くじ(数字選択型)		令和5年3月28日 から 令和5年4月10日 まで		令和5年4月11日
第776回 インターネット専用 全国自治室くじ(数字選択型)		令和5年3月29日 から 令和5年4月11日 まで		令和5年4月12日
第777回 インターネット専用 全国自治室くじ(数字選択型)		令和5年3月30日 から 令和5年4月12日 まで		令和5年4月13日
第778回 インターネット専用 全国自治室くじ(数字選択型)		令和5年3月31日 から 令和5年4月13日 まで		令和5年4月14日



全国自治宝くじ事務協議会告示第四百三十九号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和四年二月二十八日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称  
第一回インターネット専用全国自治宝くじ(クイック  
ワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地  
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号  
四百万枚 十二億円

三 発売の数及び総額  
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号  
(三億円を一単位(一ユニット)として四単位(四ユ  
ニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の  
百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額す  
る場合がある。)

四 証券金額  
被封印式  
一枚三百円

五 証券型式  
被封印式

六 発売期間  
令和四年四月一日から同年五月三十一日まで

七 当せん金支払開始期日  
令和四年四月一日

八 当せん金の額及び当せんの数  
当せん金の数 当せん本数

一等	千円	八本
二等	百円	四十本
三等	一万円	四百本
四等	三千元	二千本
五等	二千元	四千本
六等	千円	六千本
七等	七百元	八万本
八等	五百円	二十万本
九等	三百円	八十万本

計 百九万二千四百四十八本

九 注意事項  
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受  
けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領する  
ことができない。  
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百四十号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和四年二月二十八日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称  
第二回インターネット専用全国自治宝くじ(クイック  
ワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地  
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号  
三百万枚 六億円

三 発売の数及び総額  
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号  
(二億円を一単位(一ユニット)として三単位(三ユ  
ニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の  
百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額す  
る場合がある。)

四 証券金額  
被封印式  
一枚二百円

五 証券型式  
被封印式

六 発売期間  
令和四年四月一日から同年五月三十一日まで

七 当せん金支払開始期日  
令和四年四月一日

八 当せん金の額及び当せんの数  
当せん金の数 当せん本数

一等	百円	六十本
二等	一万円	六百本
三等	五千元	二千二百本
四等	二千元	二千七百本
五等	千円	九千本
六等	七百元	一万八千本
七等	五百円	三万本
八等	四百円	九万本
九等	二百円	六十万本

計 七十五万一千五百六十本

九 注意事項  
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受  
けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領する  
ことができない。  
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百四十一号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和四年二月二十八日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称  
第三回インターネット専用全国自治宝くじ(クイック  
ワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地  
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号  
三 発売の数及び総額  
三百万枚 六億円  
(二億円を一単位(一ユニット)として三単位(三ユ  
ニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の  
百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額す  
る場合がある。)

四 証券金額  
一枚二百円

五 証券型式  
被封式

六 発売期間  
令和四年四月一日から同年五月三十一日まで

七 当せん金支払開始期日  
令和四年四月一日

八 当せん金の額及び当せん金の数  
当せん金の級 当せん本数

一等 六十万本  
二等 九十万本  
三等 四十二万本  
四等 十二万本  
五等 六十万本

計 七十二万五千六百本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受  
けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領する  
ことができない。  
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百四十二号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和四年二月二十八日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称  
第四回インターネット専用全国自治宝くじ(クイック  
ワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地  
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号  
三 発売の数及び総額  
五百万枚 五億円  
(一億円を一単位(一ユニット)として五単位(五ユ  
ニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の  
百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額す  
る場合がある。)

四 証券金額  
一枚百円

五 証券型式  
被封式

六 発売期間  
令和四年四月一日から同年五月三十一日まで

七 当せん金支払開始期日  
令和四年四月一日

八 当せん金の額及び当せん金の数  
当せん金の級 当せん本数

一等 四百万本  
二等 二千万本  
三等 三百万本  
四等 六万本  
五等 十万本  
六等 百五十万本

計 百六十九万二千四百本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受  
けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領する  
ことができない。  
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百四十三号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和四年二月二十八日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称  
第五回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地  
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号  
発売の数及び総額 五百万枚 五億円

三 (一億円を一単位(ユニット))として五単位(五ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)

四 証券金額  
一枚百円  
被封式

五 証券型式  
令和四年四月一日から同年五月三十一日まで

六 発売期間  
令和四年四月一日

七 当せん金支払開始期日  
当せん金の額及び当せん金の数  
当せん金 当せん本数

八 等級  
一等 十万円 二百本  
二等 五万円 一百本  
三等 百円 百五十万本

九 注意事項  
計 百六十一万二百本

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百四十四号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和四年二月二十八日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称  
第六回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地  
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号  
発売の数及び総額 四百万枚 十二億円

三 (三億円を一単位(ユニット))として四単位(四ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)

四 証券金額  
一枚三百円  
被封式

五 証券型式  
令和四年六月一日から同年七月三十一日まで

六 発売期間  
令和四年六月一日

七 当せん金支払開始期日  
当せん金の額及び当せん金の数  
当せん金 当せん本数

八 等級  
一等 千円 八本  
二等 百円 四十本  
三等 一万円 四百本  
四等 三千元 二千本  
五等 二千元 四千本  
六等 千円 六千本  
七等 七百元 八万本  
八等 五百円 二十万本  
九等 三百円 八十万本

九 注意事項  
計 百九万二千四百四十八本

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百四十五号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和四年二月二十八日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第七回インターネット専用全国自治宝くじ(クイック  
ワン)

一 名称  
二 受託銀行等の名称及び所在地  
三 発売の数及び総額

株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号  
三百万枚 六億円  
(二億円を一単位(一ユニット)として三単位(三ユ  
ニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の  
百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額す  
る場合がある。)

四 証券金額  
五 証券型式  
六 発売期間  
七 当せん金支払開始期日  
八 当せん金の額及び当せん金の数

一枚二百円  
被封式  
令和四年六月一日から同年七月三十一日まで  
令和四年六月一日

当せん金 当せん本数  
一等 六十万本  
二等 九十万本  
三等 四十二万本  
四等 十二万本  
五等 六十万本

計 七十二万五千百六十本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受  
けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領する  
ことができない。  
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百四十六号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和四年二月二十八日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第八回インターネット専用全国自治宝くじ(クイック  
ワン)

一 名称  
二 受託銀行等の名称及び所在地  
三 発売の数及び総額

株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号  
三百万枚 六億円  
(二億円を一単位(一ユニット)として三単位(三ユ  
ニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の  
百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額す  
る場合がある。)

四 証券金額  
五 証券型式  
六 発売期間  
七 当せん金支払開始期日  
八 当せん金の額及び当せん金の数

一枚二百円  
被封式  
令和四年六月一日から同年七月三十一日まで  
令和四年六月一日

当せん金 当せん本数  
一等 三十一万本  
二等 六十万本  
三等 四十二万本  
四等 十二万本  
五等 六十万本

計 七十二万四千八百二十一本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受  
けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領する  
ことができない。  
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百四十七号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和四年二月二十八日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称  
第九回インターネット専用全国自治宝くじ(クイック  
ワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地  
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号  
発売の数及び総額 五百万枚 五億円

三 証券金額  
五百万円を一単位(一ユニット)として五単位(五ユ  
ニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の  
百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額す  
る場合がある。) 一枚百円

四 証券型式  
被封式

五 発売期間  
令和四年六月一日から同年七月三十一日まで

六 当せん金支払開始期日  
令和四年六月一日

七 当せん金の額及び当せん金の数  
当せん金 当せん本数  
一等 五万円 四百本  
二等 五万円 四百本  
三等 五万円 四百本

八 計  
百六十一万四百本

九 注意事項  
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受  
けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領する  
ことができない。  
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百四十八号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和四年二月二十八日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称  
第十回インターネット専用全国自治宝くじ(クイック  
ワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地  
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号  
発売の数及び総額 五百万枚 五億円

三 証券金額  
五百万円を一単位(一ユニット)として五単位(五ユ  
ニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の  
百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額す  
る場合がある。) 一枚百円

四 証券型式  
被封式

五 発売期間  
令和四年六月一日から同年七月三十一日まで

六 当せん金支払開始期日  
令和四年六月一日

七 当せん金の額及び当せん金の数  
当せん金 当せん本数  
一等 五万円 四百本  
二等 五万円 四百本  
三等 五万円 四百本

八 計  
百六十九万二千四百本

九 注意事項  
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受  
けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領する  
ことができない。  
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百四十九号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和四年二月二十八日

全国都道府県知事の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第十一回インターネット専用全国自治宝くじ(クイツクワン)

一 名称  
二 受託銀行等の名称及び所在地  
三 発売の数及び総額

株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号  
二百万枚 六億円  
(三億円を一単位(一ユニット)として二単位(二ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

四 証券金額  
五 証券型式  
六 発売期間  
七 当せん金支払開始期日  
八 当せん金の額及び当せんの数

一枚三百円  
被封式  
令和四年八月一日から同月三十一日まで  
令和四年八月一日

九等	三百円	四十万本
八等	五百円	十万本
七等	七百元	四万本
六等	千円	三千本
五等	二千円	二千本
四等	三千円	千本
三等	一万円	二百本
二等	十万円	二十本
一等	百万円	四本
計	五十四万六千二百二十四本	

九 注意事項  
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百五十号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和四年二月二十八日

全国都道府県知事の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第十二回インターネット専用全国自治宝くじ(クイツクワン)

一 名称  
二 受託銀行等の名称及び所在地  
三 発売の数及び総額

株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号  
百五十万枚 三億円  
(一億円を一単位(一ユニット)として三単位(三ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

四 証券金額  
五 証券型式  
六 発売期間  
七 当せん金支払開始期日  
八 当せん金の額及び当せんの数

一枚二百円  
被封式  
令和四年八月一日から同月三十一日まで  
令和四年八月一日

九等	二百円	三十万本
八等	四百円	四万五千本
七等	五百円	一万五千本
六等	七百元	九千本
五等	千円	四千五百本
四等	二千円	千三百五十本
三等	五千円	六百本
二等	一万円	三百本
一等	百万円	三十本
計	三十七万五千七百八十本	

九 注意事項  
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百五十一号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和四年二月二十八日

全国都道府県知事の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称  
第十三回インターネット専用全国自治宝くじ(クイツクワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地  
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額  
百五十万枚 三億円  
(一億円を一単位(一ユニット)として三単位(三ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

四 証券金額  
一枚二百円

五 証券型式  
被封式

六 発売期間  
令和四年八月一日から同月三十一日まで

七 当せん金支払開始期日  
令和四年八月一日

八 当せん金の額及び当せんの数  
当せん金の等級 当せん本数

一等 百万円 三十本

二等 一万円 四百五十本

三等 五千円 二千百本

四等 五百円 六万本

五等 二百円 三十万本

計 三十六万二千五百八十本

九 注意事項  
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百五十二号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和四年二月二十八日

全国都道府県知事の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称  
第十四回インターネット専用全国自治宝くじ(クイツクワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地  
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額  
二百五十万枚 二億五千万円  
(五千万円を一単位(一ユニット)として五単位(五ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

四 証券金額  
一枚百円

五 証券型式  
被封式

六 発売期間  
令和四年八月一日から同月三十一日まで

七 当せん金支払開始期日  
令和四年八月一日

八 当せん金の額及び当せんの数  
当せん金の等級 当せん本数

一等 五万円 二百本

二等 千円 千本

三等 五百円 一万五千本

四等 三百円 三万本

五等 二百円 五万本

六等 百円 七十五万本

計 八十四万六千二百本

九 注意事項  
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百五十三号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和四年二月二十八日

全国都道府県知事の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第十五回インターネット専用全国自治宝くじ(クイツクワン)

一 名称  
二 受託銀行等の名称及び所在地  
三 発売の数及び総額

株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号  
二百五十万枚 二億五千万円  
(五千万円を一単位(一ユニット)として五単位(五ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)

四 証券金額  
五 証券型式  
六 発売期間  
七 当せん金支払開始期日  
八 当せん金の額及び当せん金の数

一枚百円  
被封式  
令和四年八月一日から同月三十一日まで  
令和四年八月一日

当せん金 当せん本数  
一等 十万円 百本  
二等 五十万本  
三等 七十五万本

計 八十万五千百本

九 注意事項  
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百五十四号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和四年二月二十八日

全国都道府県知事の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第十六回インターネット専用全国自治宝くじ(クイツクワン)

一 名称  
二 受託銀行等の名称及び所在地  
三 発売の数及び総額

株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号  
二百万枚 六億円  
(三億円を一単位(一ユニット)として二単位(二ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)

四 証券金額  
五 証券型式  
六 発売期間  
七 当せん金支払開始期日  
八 当せん金の額及び当せん金の数

一枚三百円  
被封式  
令和四年九月一日から同月三十日まで  
令和四年九月一日

当せん金 当せん本数  
一等 千万円 四本  
二等 百万円 二十本  
三等 一万円 二百本  
四等 三千円 千本  
五等 二千円 二千本  
六等 千円 三千本  
七等 七百元 四万本  
八等 五百円 十万本  
九等 三百円 四十万本

計 五十四万六千二百二十四本

九 注意事項  
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証券は、転売できない。



全国自治宝くじ事務協議会告示第四百五十五号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和四年二月二十八日

全国道府県知事の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称  
第十七回インターネット専用全国自治宝くじ(クイツクワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地  
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額  
百五十万枚 三億円  
(一億円を一単位(ユニット)として三単位(三ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

四 証券金額  
一枚二百円

五 証券型式  
被封式

六 発売期間  
令和四年九月一日から同月三十日まで

七 当せん金支払開始期日  
令和四年九月一日

八 当せん金の額及び当せんの数  
当せん金の等級  
当せん本数

九 注意事項  
計 三十六万二千八百五十九本

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百五十六号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和四年二月二十八日

全国道府県知事の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称  
第十八回インターネット専用全国自治宝くじ(クイツクワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地  
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額  
百五十万枚 三億円  
(一億円を一単位(ユニット)として三単位(三ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

四 証券金額  
一枚二百円

五 証券型式  
被封式

六 発売期間  
令和四年九月一日から同月三十日まで

七 当せん金支払開始期日  
令和四年九月一日

八 当せん金の額及び当せんの数  
当せん金の等級  
当せん本数

九 注意事項  
計 三十七万五千七百八十本

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百五十七号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和四年二月二十八日

全国都道府県知事の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第十九回インターネット専用全国自治宝くじ(クイツクワン)

一 名称  
二 受託銀行等の名称及び所在地  
三 発売の数及び総額

株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号  
二百五十万枚 二億五千万円  
(五千万円を一単位(一ユニット)として五単位(五ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)

四 証券金額  
五 証券型式  
六 発売期間  
七 当せん金支払開始期日  
八 当せん金の額及び当せん金の数

一枚百円  
被封式  
令和四年九月一日から同月三十日まで  
令和四年九月一日

一等	五万円	当せん本数	二百本
二等	千円	当せん本数	千本
三等	五百円	当せん本数	一万五千本
四等	三百円	当せん本数	三万本
五等	二百円	当せん本数	五万本
六等	百円	当せん本数	七十五万本

計 八十四万六千二百本

九 注意事項  
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百五十八号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和四年二月二十八日

全国都道府県知事の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第二十回インターネット専用全国自治宝くじ(クイツクワン)

一 名称  
二 受託銀行等の名称及び所在地  
三 発売の数及び総額

株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号  
二百五十万枚 二億五千万円  
(五千万円を一単位(一ユニット)として五単位(五ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)

四 証券金額  
五 証券型式  
六 発売期間  
七 当せん金支払開始期日  
八 当せん金の額及び当せん金の数

一枚百円  
被封式  
令和四年九月一日から同月三十日まで  
令和四年九月一日

一等	五万円	当せん本数	二百本
二等	千円	当せん本数	千本
三等	五百円	当せん本数	一万五千本
四等	三百円	当せん本数	三万本
五等	二百円	当せん本数	五万本
六等	百円	当せん本数	七十五万本

計 八十四万六千二百本

九 注意事項  
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百五十九号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和四年二月二十八日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第二十一回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	四百万枚 十二億円 (三億円を一単位(一ユニット)として四単位(四ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)
四	証券金額	一枚三百円
五	証券型式	被封式
六	発売期間	令和四年十月一日から同年十一月三十日まで
七	当せん金支払開始期日	令和四年十月一日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金の数 当せん本数
九	等級	一等 八本 二等 四十本 三等 四百本 四等 二千本 五等 四千本 六等 六千本 七等 八万本 八等 二十万本 九等 八十万本
計		百九万二千四百四十八本

九 注意事項  
 (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
 (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百六十号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和四年二月二十八日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第二十二回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	三百万枚 六億円 (二億円を一単位(一ユニット)として三単位(三ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式
六	発売期間	令和四年十月一日から同年十一月三十日まで
七	当せん金支払開始期日	令和四年十月一日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金の数 当せん本数
九	等級	一等 六十本 二等 六百本 三等 二千二百本 四等 二千七百本 五等 九千本 六等 一万八千本 七等 三万本 八等 九万本 九等 六十万本
計		七十五万一千五百六十本

九 注意事項  
 (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
 (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百六十一号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和四年二月二十八日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称  
第二十三回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地  
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号  
発売の数及び総額  
三百万枚 六億円

(二億円を一単位(一ユニット)として三単位(三ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

一枚二百円

被封式

令和四年十月一日から同年十一月三十日まで

令和四年十月一日

四 証券金額

五 証券型式

六 発売期間

七 当せん金支払開始期日

八 当せん金の額及び当せんの数

等 級

一 等

二 等

三 等

四 等

五 等

六 等

七 等

八 等

九 等

計

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

七十五万一千五百六十本

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百六十二号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和四年二月二十八日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称  
第二十四回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地  
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号  
発売の数及び総額  
五百万枚 五億円

(一億円を一単位(一ユニット)として五単位(五ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

一枚百円

被封式

令和四年十月一日から同年十一月三十日まで

令和四年十月一日

四 証券金額

五 証券型式

六 発売期間

七 当せん金支払開始期日

八 当せん金の額及び当せんの数

等 級

一 等

二 等

三 等

計

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

百六十一万四百本

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百六十三号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和四年二月二十八日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称  
第二十五回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地  
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号  
発売の数及び総額 五百万枚 五億円

三 証券金額  
（一億円を一単位(ユニット)として五単位(五ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。）

四 証券型式  
一枚百円  
被封印式

五 発売期間  
令和四年十月一日から同年十一月三十日まで  
令和四年十月一日

六 当せん金支払開始期日  
七 当せん金の額及び当せん金の数  
当せん金 当せん本数

八 等級  
一等 十万円 二百本  
二等 五万円 一百本  
三等 百円 百五十万本

九 注意事項  
計 百六十一万二百本

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百六十四号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和四年二月二十八日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称  
第二十六回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地  
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号  
発売の数及び総額 四百万枚 十二億円

三 証券金額  
（三億円を一単位(ユニット)として四単位(四ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。）

四 証券型式  
一枚三百円  
被封印式

五 発売期間  
令和四年十二月一日から令和五年一月三十一日まで  
令和四年十二月一日

六 当せん金支払開始期日  
七 当せん金の額及び当せん金の数  
当せん金 当せん本数

八 等級  
一等 千円 八本  
二等 百円 四十本  
三等 一万円 四百本  
四等 三千円 二千本  
五等 二千円 四千本  
六等 千円 六千本  
七等 七百元 八万本  
八等 五百円 二十万本  
九等 三百円 八十万本

九 注意事項  
計 百九万二千四百四十八本

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百六十五号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和四年二月二十八日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称  
第二十七回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地  
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号  
三 発売の数及び総額  
三百万枚 六億円  
(二億円を一単位(一ユニット)として三単位(三ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

四 証券金額  
被封式  
一枚二百円

五 証券型式  
被封式

六 発売期間  
令和四年十二月一日から令和五年一月三十一日まで

七 当せん金支払開始期日  
令和四年十二月一日

八 当せん金の額及び当せん金の数  
当せん金の数 当せん本数

一等 百万円 六十本

二等 一千万円 六千本

三等 五千万円 三千本

四等 二千万円 二千七百本

五等 一千万円 九千本

六等 七百万円 一万八千本

七等 五百万円 三万本

八等 四百万円 九万本

九等 二百万円 六十万本

計 七十五万一千五百六十本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百六十六号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和四年二月二十八日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称  
第二十八回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地  
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号  
三 発売の数及び総額  
三百万枚 六億円  
(二億円を一単位(一ユニット)として三単位(三ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

四 証券金額  
被封式  
一枚二百円

五 証券型式  
被封式

六 発売期間  
令和四年十二月一日から令和五年一月三十一日まで

七 当せん金支払開始期日  
令和四年十二月一日

八 当せん金の額及び当せん金の数  
当せん金の数 当せん本数

一等 百万円 六十本

二等 一千万円 九千本

三等 五千万円 四千二百本

四等 二千万円 十二万本

五等 一千万円 六十万本

計 七十二万五千六百六十本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百六十七号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和四年二月二十八日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称  
第二十九回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地  
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額  
五百万枚 五億円  
(一億円を一単位(ユニット)として五単位(五ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)

四 証券金額  
一枚百円  
被封式

五 証券型式  
令和四年十二月一日から令和五年一月三十一日まで

六 発売期間  
令和四年十二月一日

七 当せん金支払開始期日  
当せん金の額及び当せん金の数

八 当せん金の額及び当せん金の数  
当せん金 当せん本数  
一等 五万円 四百本  
二等 二万円 二千本  
三等 三万円 三万本  
四等 五百円 六万本  
五等 二百円 十万本  
六等 百円 百五十万本

九 注意事項  
計 百六十九万二千四百本

(一) 発券者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百六十八号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和四年二月二十八日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称  
第三十回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地  
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額  
五百万枚 五億円  
(一億円を一単位(ユニット)として五単位(五ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)

四 証券金額  
一枚百円  
被封式

五 証券型式  
令和四年十二月一日から令和五年一月三十一日まで

六 発売期間  
令和四年十二月一日

七 当せん金支払開始期日  
当せん金の額及び当せん金の数

八 当せん金の額及び当せん金の数  
当せん金 当せん本数  
一等 十万円 二百本  
二等 五万円 一万本  
三等 百円 百五十万本

九 注意事項  
計 百六十一万二百本

(一) 発券者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百六十九号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和四年二月二十八日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称  
第三十一回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地  
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額  
四百万枚 十二億円  
(三億円を一単位(一ユニット)として四単位(四ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

四 証券金額  
一枚三百円

被封式

五 証券型式  
令和五年二月一日から同年三月三十一日まで

六 発売期間  
令和五年二月一日

七 当せん金支払開始期日

八 当せん金の額及び当せんの数  
当せん金の数 当せん本数

等 級 当せん金 当せん本数

一等 千万円 八本

二等 百万円 四十本

三等 十万円 四百本

四等 三千万円 二千本

五等 二千万円 四千本

六等 一千万円 六千本

七等 七百万円 八万本

八等 五百円 二十万本

九等 三百円 八十万本

計 百九万二千四百四十八本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百七十号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和四年二月二十八日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称  
第三十二回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地  
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額  
三百万枚 六億円  
(二億円を一単位(一ユニット)として三単位(三ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

四 証券金額  
一枚二百円

被封式

五 証券型式  
令和五年二月一日から同年三月三十一日まで

六 発売期間  
令和五年二月一日

七 当せん金支払開始期日

八 当せん金の額及び当せんの数  
当せん金の数 当せん本数

等 級 当せん金 当せん本数

一等 百万円 六十本

二等 十万円 六百本

三等 五千万円 二千二百本

四等 二千万円 二千七百本

五等 一千万円 九千本

六等 七百万円 一万八千本

七等 五百円 三万本

八等 四百円 九万本

九等 二百円 六十万本

計 七十五万一千五百六十本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証券は、転売できない。



全国自治宝くじ事務協議会告示第四百七十一号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和四年二月二十八日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称  
第三十三回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地  
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号  
三 発売の数及び総額  
三百万枚 六億円

四 証券金額  
証券型式  
被封式  
一枚二百円

五 発売期間  
令和五年二月一日から同年三月三十一日まで

六 当せん金支払開始期日  
令和五年二月一日

七 当せん金の額及び当せんの数  
八 当せん金の額及び当せんの数  
等級  
当せん金  
当せん本数

九 注意事項  
(一) 発券者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証券は、転売できない。

計 七十二万五千百六十本

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百七十二号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和四年二月二十八日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称  
第三十四回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地  
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号  
三 発売の数及び総額  
五百万枚 五億円

四 証券金額  
証券型式  
被封式  
一枚百円

五 発売期間  
令和五年二月一日から同年三月三十一日まで

六 当せん金支払開始期日  
令和五年二月一日

七 当せん金の額及び当せんの数  
八 当せん金の額及び当せんの数  
等級  
当せん金  
当せん本数

九 注意事項  
(一) 発券者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証券は、転売できない。

計 百六十九万二千四百本

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百七十三号  
 当せん金付証券を次のとおり発売する。  
 令和四年二月二十八日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称  
 第三十五回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地  
 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号  
 三 発売の数及び総額  
 五百万枚 五億円  
 (一億円を一単位(ユニット)として五単位(五ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する  
 場合がある。)

一枚百円

被封式

令和五年二月一日から同年三月三十一日まで  
 令和五年二月一日

四	証券金額	
五	証券型式	
六	発売期間	
七	当せん金支払開始期日	
八	当せん金の額及び当せん金の数	当せん本数
	等	級
一等		十万円
二等		五十万円
三等		百五十万円

計 百六十一万二百本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一(一)一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 一筒月 二二〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山二丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

